第一条の二第一項中「一般労働者派遣事業許可申請書」を「労働者派遣事業許可申請書」に改め、同条第二項第一号ニ、ホ及びト中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同号チ中「一般労働者派遣事業」に、「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改め、同号に次のように加える。

リ　派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

ヌ　派遣労働者の解雇に関する規程

ル　派遣労働者に対する休業手当に関する規程

第一条の二第二項第二号ロ中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、同号ロ⑵中「」に係る前号」を「）に係る同号」に改め、同号ハ中「、ト及びチ」を「及びトからルまで」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業計画書」を「労働者派遣事業計画書」に、「様式第三号」を「様式第三号から様式第三号の三まで」に改め、同条第四項を削る。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（法第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準）

第一条の四　法第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）を有すること。

二　前号に掲げるもののほか、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること。

第二条中「一般労働者派遣事業許可証」を「労働者派遣事業許可証」に改める。

第四条第一項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「すべて」を「全て」に、「発見し又は」を「発見し、又は」に改め、同条第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五条第一項中「一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」を「労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」に改め、同条第二項第一号中「ニ、ホ、ヘ及びト」を「ニからトまで、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまで」に改め、同項第二号中「及びト」を「、ト、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまで」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業計画書」を「労働者派遣事業計画書」に、「様式第三号」を「様式第三号から様式第三号の三まで」に改める。

第八条第一項中「起算して十日」の下に「（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に、同条第二項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に、「、ト及びチ」を「及びトからルまで」に、「一般労働者派遣事業に」を「労働者派遣事業に」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に、「一般派遣元事業主（以下「一般派遣元事業主」という。）を「派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）」に、「一般労働者派遣事業を」を「労働者派遣事業を」に改め、「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に改め、同条第四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第十条中「一般労働者派遣事業を」を「労働者派遣事業を」に、「すべて」を「全て」に、「一般労働者派遣事業廃止届出書」を「労働者派遣事業廃止届出書」に改める。

第一章第二節第二款の款名を削り、第十一条から第十六条までを次のように改める。

第十一条から第十六条まで　削除

第十七条第一項中「法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）」を「派遣元事業主」に改め、同条第二項中「及び様式第十一号の二」を削り、同条第三項第一号中「毎事業年度経過後一月が経過する日」を「毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の六月三十日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十九条中「、法第十九条第一項」を削る。

第二十条中「、第八条第二項」を「又は第八条第二項」に改め、「、第十一条第二項又は第十四条」を削る。

第二十一条第二項中「令第五条の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に、「令第四条第一項各号」を「同項各号」に、「又は令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号」を「の号番号」に改め、同条第四項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める区分）

第二十一条の二　法第二十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める区分は、名称のいかんを問わず、業務の関連性に基づいて法第二条第四号に規定する派遣先（以下単に「派遣先」という。）が設定した労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分及び当該業務に係る労務管理に関して直接の権限を有するものとする。

第二十二条第三号中「法第三十条の二第一項に規定する派遣先（以下単に「派遣先」という。）」を「派遣先」に、「診療所、給食施設」を「診療所」に改め、「利用しているもの」の下に「（第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の二号を加える。

四　労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、労働者派遣をする事業主に対し、あらかじめその旨を通知すること、手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置

五　派遣労働者を無期雇用派遣労働者（法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者をいう。）又は第三十二条の五に規定する者に限るか否かの別

第二十二条の二第二号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第三号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第四号中「第四十条の二第一項第三号の業務について行われる」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条第五号中「第四十条の二第一項第四号の業務について行われる」を「第四十条の二第一項第五号の」に改める。

第二十三条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中「第二十六条第三項第三号」を「第二十六条第二項第三号」に改め、同条第一号中「第二十六条第五項」を「第二十六条第四項」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、同条第四号中「第四十条の三から第四十条の五まで」を「第四十条の四」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第四十条の五に規定する労働者の募集に係る事項の周知

第二十四条第三号の次に次の三号を加える。

四　法第四十条第二項に規定する教育訓練の実施に係る配慮

五　法第四十条第三項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮

六　法第四十条第五項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置の実施に係る配慮

第二十四条の二（見出しを含む。）中「第二十六条第五項」を「第二十六条第四項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（法第三十条第一項の厚生労働省令で定める者等）

第二十五条　法第三十条第一項の派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位（法第二十六条第一項第二号に規定する組織単位をいう。以下同じ。）の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者として厚生労働省令で定めるものは、派遣先の事業所その他派遣就業の場所（以下「事業所等」という。）における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者であつて、当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望しているもの（法第四十条の二第一項各号に掲げる労働者派遣に係る派遣労働者を除く。）とする。